

第1回古平町議会定例会 第3号

令和2年3月19日（木曜日）

○議事日程

- 1 議案第 5号 令和2年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 6号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 7号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 8号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 9号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第10号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算  
(予算審査特別委員長報告)
- 7 議案第26号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 8 一般質問
- 9 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議
- 10 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(総務文教常任委員会)
- 11 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(産業建設常任委員会)
- 12 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(広報編集常任委員会)
- 13 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)
- 14 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(庁舎等建設調査特別委員会)

○出席議員（9名）

議長10番	堀 清 君	2番	逢 見 輝 続 君
3番	真 貝 政 昭 君	4番	寶 福 勝 哉 君
5番	梅 野 史 朗 君	6番	高 野 俊 和 君
7番	岩 間 修 身 君	8番	山 口 明 生 君
9番	工 藤 澄 男 君		

○欠席議員（1名）

1番 木 村 輔 宏 君

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君
副	町	佐	藤	昌	紀	君
教	育	石	川	忠	博	君
総	務	松	尾	貴	光	君
町	民	五	十	嵐	美	君
保	健	和	泉	康	子	君
産	業	細	川	正	善	君
建	設	高	野	龍	治	君
会	計	白	岩		豊	君
教	育	本	間	克	昭	君
財	政	人	見	完	至	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開議 午後 0時55分

○**議会事務局長（三浦史洋君）** お疲れさまです。それでは、本日会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。1番、木村議員につきましては、入院中により欠席でございます。

説明員は、町長以下11名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいま出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第5号ないし日程第6 議案第10号

○**議長（堀 清君）** 日程第1、議案第5号 令和2年度古平町一般会計予算から日程第6、議案第10号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題とします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に対する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、全員による審査特別委員会でございますので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（堀 清君）** 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。

日程第1、議案第5号 令和2年度古平町一般会計予算から進めます。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対の討論を許します。反対討論。

○**3番（真貝政昭君）** 新年度予算編成に当たりまして、職員の皆様には大変ご苦労さまでした。町民に対して政府から次から次と負担増を求められている昨今、町民への窓口に立っておられる職員の皆様にはどうか血の通った行政の信念の下、仕事に当たられることを切にお願いする次第です。貞村町長にとっては4年目の年に当たりますが、昨年4月の町議選挙では複合施設のめぐって思いつき切り公選法違反の妨害を受けました。今年はいよいよ工事着工の運びとなりますが、町民の意見を無視して計画された工事には賛成できません。包括業務委託では、労働者の待遇改善に予算をつぎ込むのではなく、派遣会社を潤すだけで、問題であります。BG海洋センターの指定管理も不要不急のもので、賛成できません。京極町で役に立っている恵尚会との訴訟費用についても賛成できません。町政執行方針で今までのばらまきはやめるとの表明がありましたが、過疎対策、少子化

対策として長年積み上げてきた子どもの医療費助成施策までも対象にしていたとは驚きでした。これは、維持するとは表明されていますけれども、これに対してもやいばが向けられているとは驚きでありました。町民への生活支援を削減し、ごひいきへのばらまきが貞村町長の特徴の一つと実感しています。

さらに、隠蔽体質です。今議会でも一般質問で違法性の問題が取り上げられておりますけれども、公募型プロポーザルの以前に、議会の知らないうちに某スーパーゼネコンと随意契約をして、着々と準備をされていた。全く驚きでした。私が知り得たのは、その1年後のことです。こういう複合施設に関する隠蔽体質、それから応募して1社しか応募者がいないという、こういう競争性のない包括業務だとか、それから指定管理者の問題でもそういうのが明らかになっておりますけれども、今回の議会では恵尚会の問題でもそういう隠す体質が浮き彫りになりました。

最後に、パワハラ体質です。昨年の町議選挙での行政を巻き込んでの妨害は、議員間のパワハラ発言にもつながって、影響しております。例えば私に向かって嫌いだとか、人格が壊れているだとか、そういうのをバッジをつけて平然とおっしゃると、そういうパワハラ発言にエスカレートしております。これらの点を含めて町民と共に考えていく決意を述べて、反対討論といたします。

○議長（堀 清君） 次に、本案に賛成の討論を。

○6番（高野俊和君） 初めに、令和2年度の予算編成に当たり各課の職員の皆様、大変ご苦勞さまでした。私は、本年度の一般会計の予算を執行するに当たり賛成する立場から申し上げます。

本年度は、長い間の懸案事項でありました庁舎建設をはじめ、中心拠点誘導複合施設着工の年です。着工に向けては、財源の問題、建築方法など多くの難題をクリアしての着手と考えられ、理事者をはじめ担当された職員の皆様には心よりご苦勞さまで申し上げます。町長の町政執行方針で述べられておりましたけれども、本年度の建設事業費対前年度比9億8,000万円の増ということでありましたけれども、一般財源の総額は対前年比5,900万円増ということですので、国の有利な補助金を最大限に活用することができた結果ではないかというふうに考えております。私たちも昨年11月に北広島市や当別に研修に出かけ、庁舎建設に当たり導入予定であります冷暖房設備を見学、説明を受け、多少理解深めてまいりました。古平町は、税収の少ない町です。建設時期や建設方法などを検討しながら、最大限の補助を受けることができる状況を見極めながら着手することは大変重要でありますので、大変ご苦勞されたことを想像いたします。今古平町に応募をする若者が少なく、町政運営にも支障があると聞いております。この事業が突破の一環となり、魅力のある町づくりになればと願うものであります。また、本年度は当町の基幹産業であります古平漁協の冷蔵庫の建設にも国の補助金を最大限活用しながら、古平町がバックアップをして建設予定であります。当町の名産品を扱っている売店とも直結するということであり、購買力のアップが見込まれています。漁業の発展は、当町の経済発展にも直結しますし、観光事業の一環としても期待されるものであります。浜が活気づくことを心から願っております。また、財政厳しい中、ウニ種苗放流事業、ヒラメ稚魚放流事業などほぼ昨年並みに計上されておりますし、人口減少や少子高齢化に伴い購買力が低下し、苦戦を強いられております商店振興会にも昨年に引き続きプレミアム商品券400万円を助成するということであります。また、恵尚会撤退時に町民の皆様が大変残念がっております。

した介護、医療施設が令和3年度以降の早期開設を目指しているということであり、町民にとって大変明るいニュースでもあると考えられます。執行方針でも書かれているとおり、当町の財政は大変厳しい状況にありますので、限られた財源をどのように使っていくのか、行政、議会、町民の皆さんが理解を深め、節約すべきは節約をして進めていかななくてはならないと考えております。今年は、我が国でオリンピック、パラリンピックが開催される年でもあります。かつては当町におきましてもオリンピック選手を輩出しております。令和2年度が古平町にとって活気ある一年となるようお願い、予算計上に当たりましては国の補助金を最大限に取り入れることもできた予算編成と考え、執行することに賛成するものであります。

以上です。

○議長（堀 清君） それでは、本案に反対の討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号 令和2年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第6号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に反対の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 国保会計の国保税については、ここ数年税率の引上げ等ありませんけれども、基本的に国の責任が後退した中で税率が決定された経緯があります。非常に皆さん苦しんでおられます。その表れが徴収率に表れていると、そう理解すべきものであります。これを打開するためには、加入者の負担を軽減するためには国の負担割合をせめて当面以前のような割合に戻すことが重要課題だと考えております。その点で反対する理由の一つです。

さらに、国保会計については、委員会審議の中でも指摘しましたけれども、減免条項、これをぜひとも充実させていただきたいと。災害のみならず、減収、失業、それと長期入院、さらに今般の事例でいいますと、新型コロナウイルスの件で非常に町民生活、影響を受けております。そういう面でぜひとも独自性を発揮していただきたいということを申し述べて、反対の討論といたします。

○議長（堀 清君） 次に、本案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第7号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対の討論を許します。

○3番(真貝政昭君) これも国保会計と同じように、後期高齢者医療保険制度ができたいきさつは、高齢者を病院から遠ざけるというのが主眼です。保険料については、将来ますます上がるという見通しが予想されております。75歳以上の方たちの年金生活者にとってこの医療費の保険の問題は重要問題であると考えております。さらに、入院した場合、あるいは外来でもそうなのですが、患者負担が次から次と増となっております。これも高齢者を病院から遠ざける施策となっております。さらに、病院側の経営からいっても高齢者を長く入院させると赤字、倒産という危機を迎えるということで、ますます高齢者を病院に近づけないと、そういう政策が強化されています。この後期高齢者医療制度、できるだけ早い時期にやめさせて、高齢者が安心して医療を受けられるような、そういう環境をつくり上げることが大事だと考えております。

以上です。

○議長(堀 清君) 次に、本案に賛成の討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第8号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する反対の討論を許します。

○3番(真貝政昭君) 古平町の水道料金について、全道でも指折りの高い水道料金です。これできるだけ平均的な水道料金に引き下げて、利用しやすい料金にすることが重要だと考えております。さらに、今回のウイルス問題で話題になっておりますけれども、消費税の税率の引下げが課題

となります。8%に戻すだとか5%に戻すだとか、現実的な状況になっておりますけれども、この消費税はぜひとも古平町でも減税の方向で考えていくべきだと考えております。さらに、減免制度です。高齢者等について減免条項がありますけれども、極めて弱い減免条項となっております。高齢者が利用しやすい水道料金にするためにもそこら辺の充実を求めて、反対の討論といたします。

○議長（堀 清君） 次に、本案に賛成の討論を許します。ございませんか。

○6番（高野俊和君） 古平町の水道水は大変おいしいと、当町から地方に出かけた人が古平町に戻ってきたときにも必ず古平の水道水はおいしいと言います。古平町の名産品とまでは申しませんが、若干水道料が高いというところありますけれども、この状況を引き続き続けてほしいというふうに考えています。昨年度より古平町ではお酒も醸造しております。酒の命は水が60%といいますので、この状況を引き続き続けるようにして、古平の水はうまいという、そういう流れをため続けていただければいいというふうに考えておりますので、今回も水道水に関しましては賛成をする立場から一言申し上げました。

以上です。

○議長（堀 清君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第9号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に反対の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの簡易水道で申し上げましたように、料金の問題があります。水道料金と公共下水道料金はセットで使うこととなりますので、これも全道で高い位置にある料金体系にあります。公共下水道については、加入率の問題があります。この施設を維持し続けていくために加入率の向上というのは絶対必要であります。これだけ高い料金ですと、加入率を高めることはまず困難であると存じます。ぜひとも料金体系を見直していただいて、加入率を上げる工夫をしていただきたいと。さらに、先ほど申し上げましたように、消費税の問題があります。これも引き下げて、検討してしかるべきだと考えております。

以上で終わります。

○議長（堀 清君） 次に、本案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第10号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第26号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第26号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第26号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について提案理由をご説明申し上げます。

本特別会計につきましては、先日12日に補正予算（第3号）を提案し、議決いただいたところでございますが、広域連合からの通知により納付金額の追加が必要となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,538万9,000円とするものでございます。

歳出につきまして8ページ、9ページ、2款1項後期高齢者医療広域連合負担納付金で67万2,000円を追加し、5,624万8,000円とするもの、歳出につきましては6ページ、7ページ、1款1項後期高齢者医療保険料67万2,000円を追加し、3,344万7,000円とするものでございます。

以上で議案第26号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第26号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決しま  
す。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第8、一般質問を行います。  
一般質問は、山口議員、工藤議員、高野議員、真貝議員、梅野議員の5名です。  
順番に発言を許します。  
最初に、山口議員、どうぞ。

○8番（山口明生君） 一般質問させていただきます。

1点、西部地区の町営住宅の建設についてということでお伺いをしたいと思います。現在老朽化した町営住宅は解体が進められ、新しい町営住宅が順調に建設され、町民もその恩恵を受けております。しかし、それは東部地区に限られたものであって、西部地区の住民が入居する場合、なじみのない地域で生活することに違和感や孤独感、疎外感のような感じを抱く方もいらっしゃるというお話を聞くことができました。また、西部地区に町営住宅があれば、住み慣れた場所を離れずに古くなって管理が大変な一軒家に住まなくてもよくなるのか、なお一層安心して生活していけるのかという考え、そのような考えを持つ住民の方もおられるようであります。当然100%同じというのは不可能だとは理解いたしますが、町民が生活する上で東部地区と西部地区において、住み慣れた場所で町営住宅に入居したいという願いに対して現状のような格差が生じないような配慮することは今後できないもののでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

○町長（貞村英之君） 山口議員の一般質問にお答えいたします。

西部地区の町営住宅の建設についてのご質問でございますが、西部地区の公営住宅、御崎団地8棟26戸、本町団地1棟4戸、これが現状で管理されている状況でございます。平成25年に策定されました公営住宅等長寿命化計画、こういうのに基づいて公営住宅って整備していくものなのですが、御崎団地におきましては令和元年度、あのときは平成31年度となっておりますと思いますが、12戸建て替える予定でございました。そして、本町団地では令和4年までの解体、こういう予定でいたるところでございます。それで、御崎団地、計画どおり進捗していないのではないかとということですが、

理由としては入居者が相当数残っていると。そのため、建て替え、先送りしております。本町団地も入居者がいるため解体はできない状況であります。ただし、本町団地は立地条件が悪いため、建て替え対象ではございません。そういうことで、入居者が残っている。移っていただければいいのですが、移っていただけないということで、計画どおり進んでいないというのが実態でございます。それに、もう一つ、本年度、本年改正された古平町の人口ビジョンございますが、本町の人口減少、スピードが当時よりさらに速まっているということで、長寿命化計画の見直しが必要となっている状況でございます。そういうことになりますと、そのことも建て替えを先送りしなければならないのかなという状況でございます。まだそれが決まったことではございませんが、今後の建て替え事業につきましては人口減少やそういう町の状況を十分考慮した計画の見直しが必要となってくることであります。見直しの際にはどちらの地区を優遇するとか、そういうことは考えておりません。総合的に検討して、長寿命化計画を策定してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○8番（山口明生君） ただいまのお話、よく理解できました。私もそれに関して異議は全くございませんが、町民というか、地域の方々の感情という部分を考えますと、なかなかそういった理詰めで説明をしても理解は得られない部分があったり、人がその地で暮らしていくのは理屈ではないのだという部分もあったり、あと住んでいる方がいるとなかなかそこが壊せない、この理屈が、では違うところなりいろんなことを町民の方はやっぱりそうやって考えていくのです。だから、そういった部分も含めて理屈だけで説明するのが難しい問題で、この問題に限らずたくさんあるとは思いますが、そういった部分、感情論でももちろん物を話すべきではないのは分かっているのですが、もう少し意を酌むというか、相手に対して気持ちを通じるような説明ができるようななどでもいいですか、そういった形での説明が私たちもできると話がしやすくなるなという部分もあったりしますので、もちろん町のそういった計画があってやっていることなのですよ、この先ももちろん差別なく優遇ということではなくやっていくのですよと。でも、実際できないではないかと言われてしまうと、またそれも説明が難しい、答え、返答が難しいという部分もありますので、ぜひもう少し具体的にいつ頃になるか、大体このぐらいの計画でこういったことが西部地区にもということを考えてはくれているのだよというような答えができるぐらいの説明ができるような計画が進んでいただくとありがたいなというふうに考えます。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

理詰めでなければ感情論ということになるのですが、なかなかそういう感情を捉えて役所が動いているわけではございませんが、いずれにしても人間との交渉の関係でございますので、そういうこともあろうかと思っておりますので、丁寧に説明して、今後の在り方等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（山口明生君） ありがとうございます。こういったやり取りがあったということを説明するだけでも町民の方、かなり安心されるのです。町もこういうふうに言ったからといってそれをねつけるわけではないのだということが今日持ち帰って回答できるようなことにもなりますので、

大いにそういった形で進めていただければと思います。

終わります。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 今日は技能実習生についてということで、災害時に避難指示が出た場合、町内で働く技能実習生に対して町の対応を聞くために事務局より産業課のほうへ事業者数、人数、国名を聞いたが、分からないということでした。人数は広報によって53名いることが分かりましたが、内訳が分かりません。どこの課で管理しているのか。町は、災害時の避難方法などについて各事業所にどう話し合ったことがあるのでしょうか。話し合ったことがあるのであれば、内容をお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の技能実習生の避難の関係についてのご質問にお答えいたします。

まず、外国人の労働実態、どこの課で管理しているのか。事務上、自治法上管理している課はございません。役場では、どこの国の人都在这里に勤めてとかというのは全然把握していない状況でございます。町内複数の事業所に事業労働者、就労していることは把握しております。事業種別に人数や国籍などを調査したことないというのが今の言った実態でございます。

次の質問でございますが、事業所と災害時の避難方法などで話し合ったことがあるのかということでございますが、これも防災対策は事業所の責務でございますので、事業所から相談来れば話合いもするのですが、そういう防災対策については町内の事務所と話し合ったことはございません。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） そしたら、この53の人というのは一体どこに住んでいるのですか。わざわざ外国から古平まで来て働いている人方に対してどこの業者にどこの人が何人いるとか、そのぐらいきちっと把握して、そして何かあったときはお互いに助け合うとか、やはりそういうのを業者と話し合ったり、いろんなことをしていくのがせつかくわざわざ遠いところから古平まで働きに来てくれる人方に対するの礼儀でもあると思う。うちの近所にも六、七人が入っている住宅があります。朝早くから出かけるのは見かけるのですけれども、ほとんどまず話し合う機会もないので、ちょっと分からなかったのです。そして、そういう災害起きたときにきちっと話合いしておかなかったら、例えば同じ、私今言いましたとおり、うちの町内にもおりますけれども、その町内の人方がもし被害を受けたとしても、我々としては逆に今度業者が何も言ってこなかったら手も出せないような状態になるということも考えられるのです。そして、実際に新聞社が、北海道新聞から九州の琉球新聞まで12社でしたか、全国の技能実習生についてのアンケートの中にやはり自分の国の言葉で避難放送してほしいというのが結構高いランクのところにあるのです。そういうのも考えた場合に、やはりそういうのもこれから考えていくべきではないかと思うのです。そして、コロナウイルスがはやってから根室市では19社、250人に両面のカラーのチラシを手洗いから全部きちっと順番を書いて配ったそうです。そういうところもありますので、古平町でも、わずか53名の人でありますけれども、やはりもうちょっと役場に聞いたらすぐ分かる体制というものをつくっておいてほしいと思うのですけれども、これからもきちっとやってほしいと思います。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

役所ですから、法的な根拠がなければ調査行うことは越権と思われるので、なかなかできる状況ないことは理解してもらいたいと思うのですが、東日本大震災、そのときの教訓から災害時における多文化共生と、それから多文化防災、こういう取り組みが今進められております。国や北海道と連携して、言語や文化、国籍の違いに関わらず町民の誰もが防災に関心を持って、災害時には互いに助け合うような多文化防災、こういうものを進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 分かりました。これは今日は災害について質問していたのですが、実習生と町民の触れ合いという形のをちょっと町長にお聞きしたいのですが、いろんな町ではやっぱり来ている実習生と町民が触れ合う場所があって、そして日本人の友達ができてよかったという声が結構あちこちの町にあるのです。古平でももしそういうものをつくれるのであれば、何かの機会に今実際に来ている、ベトナムだけなのか、中国の人もいるのかも分からない状態ですが、そういう人方も巻き込んで、みんなで交流できるようなものをつくって、そして古平に友達ができてよかったよというような体制をつくるようにしていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○町長（貞村英之君） 話が災害のほうから国際交流の話になってきたと思うのですが、国際交流的な事業というのはうちでもある程度やっておりますので、その中でどういう取組が必要であるのか検討していくことは可能でないかなと思っていますので、頭の隅には置いておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 次に、高野議員、どうぞ。

○6番（高野俊和君） 町バス利用についてでありますけれども、今定例会の冒頭に私の一般質問に対する会議録修正がありましたけれども、今後町バスの利用について変更点などがございましたらお伺いいたします。

○町長（貞村英之君） 先般高野議員に対する答弁を修正させていただいたところでありますが、それによって答弁の趣旨が変わることはございません。これまで同様補助金や起債で購入したもののについては、目的に反した使用することはできないところであります。

なお、本件に関しましては小樽市選出の共産党議員から道の担当部局に対して高野議員に対する答弁内容、それと起債で購入したバスの取扱いについて照会があったことから、当町に対して担当部局の道のほうから利用実態について問合せがあったところであります。町といたしましては、昨年来高齢者福祉に特化した申請でございますので、福祉バスとしてというよりは行政としての運行命令、これが行き届く範囲までと。つまり公共の福祉の範囲として少々無理な拡大解釈をして運行していた面がございました。しかしながら、利用実態を知った道の担当者からは目的外使用とならないよう適切な執行を願いたいということで要請がなされたところでございます。指導機関としては、これは当然の見方であると思います。今後は、福祉バスとして適正な使用方法を再度探っていかなければなりません。つまり今より厳しくなっても緩くなることはないということでございます。昨年度かなりの時間をかけ相当な議論を重ねて、町民の方や町内会の方、それから大きな批判を受けながらも何とか子供たちの活動ですとか文化団体の行事ですとか、町の行事には利用できるよう

に整理したところではございましたが、誠に残念なところでございます。

以上でございます。

○6番（高野俊和君） 今答弁、説明を聞きまして、本来厳しい基準の中でいろいろと便宜を図ってこられたのだなということは分かりました。今後また何か変更点などございましたら、お知らせ願えればというふうに思っております。答弁要りません。

終わります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、真貝議員。

○3番（真貝政昭君） 福祉バスの利用について高野議員も質問して、町長の見解を伺いました。それで、起債を返還中はそういう縛りがあるということで、道のほうの方もそういう見解でした。ただ、返済してしまえばただのバスなので、利用は自由と、そういう見解も頂きました。これくらいのバスの返済であれば、町民の利用を最優先にするのであれば、早く返済してしまって、町長の自由に使えるような状況にしたほうがいいと思いますけれども、どうですか。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

引き続き町バスの利用についてでございますが、小樽の菊地議員のほうには道のほうから返答行っていると思うのですが、同じ返答、目的外使用気をつけてくれと返答行っていると思うのですが、おっしゃるとおり、過疎債返してしまうと自由になると思うのですが、全額一括返済することはお金的には問題ないのですが、この起債、過疎債ですので、財政融資資金でございます。知ってのとおり、財政融資資金、繰上償還はできないところでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） だから、事の発端はこのバスを行政財産だと言ってしまったところからこういうことになっている。最初見たときこれ本当に行政マンかと思いました。そして、修正しましたけれども、あくまでも行政財産という言葉を使っていることからすれば、貸したくないというのが先行して、こういうことが、今のような事態になっているのですから、それやっぱり反省してほしいです。過疎債のそれは返済できないかどうかについては、私素人ですので、分かりませんけれども、返済できないのであれば町の事業として町民の立場に立って、例えばひきこもりにならないような事業として、町として新規事業を考えて、利用しやすいような環境をつくると、そういう手だてはできるはずなのです。全くできないということはないはずなのですけれども、どうですか。

○町長（貞村英之君） 私の答弁が舌足らず、言葉足らずだったということは十分反省して、答弁調整をしたところでありますので、そのことについてよりもこのようなことでちょっと厳しくならざるを得ないことは理解していただきたいなと思っております。また、今新規な事業はどうという

ことで理由づけをする。ちょっと質問の趣旨が分かりませんで、答えかねます。

○3番（真貝政昭君） 例えば岩内町では、町所有のバスが起債返済中かどうか分かりません。ただ、こういう事例もあります。某婦人団体が道の駅を見て歩くときに研修先として道の駅とかは貸出しの該当になると。そして、運転手はタクシー会社の運転手に委託して利用させていると。私は、古平町の町民が高齢化になって、やはり足がなくなっているわけですから、町の所有のバスで外に出して、見聞を広めてもらって、ひきこもりをなくするということは大変大事なことだと思います。そういう工夫をぜひ貞村町長にも考えていただきたいと思う次第です。これ以上答弁は求めません。

それで、次に移ります。平成26年と平成27年に定住促進住宅建設補助事業として、26年が600万、27年に1,000万円を予算化して、それぞれ1棟ずつ、2棟建設されました。この後の入居状況と、どのような補助して効果があったかということで入居状況を伺いたいと。このうち平成26年に建設された物件について、包括業務を委託された共立メンテナンス古平営業所が入居していますが、町が補助した目的は定住促進が目的なので、この1室については目的外で、助成した経緯からして返還義務が生じるのではないかという、そういう疑問からこういう質問をいたしました。見解を求めます。

○町長（貞村英之君） ご質問、よく分かりませんが、26年600万、27年1,000万、確かに予算化されておりますが、建設された事実はございません。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時52分

○議長（堀 清君） 会議を再開します。

○3番（真貝政昭君） 不実施かい、26年、27年ともに。こういう方針が町政執行方針で述べられているのです。不実施だったのですか。確認したいのです。

○町長（貞村英之君） 予算計上はされていましたが、申請なく未執行です。なお、28、29にはございますが。

○3番（真貝政昭君） そしたら、私の年度の確認の違いで、町長が今言われた2か年でやられたということですね。それで、その状況について伺いますし、後段の質問についてもお答えしていただけますか。

○町長（貞村英之君） 本事業が平成28年1,060万、平成29年1,200万、補助金として支出されており、両棟とも満室です。

それから、法人入居が目的外使用に当たる、定住促進、定住しております。住んでおります。要綱を見る限り目的外使用には該当いたしません。

以上でございます。

○議長（堀 清君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時08分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最後になりますけれども、梅野議員、どうぞ。いいよ。

○5番（梅野史朗君） まず、質問の前に、今指摘受けたのですが、質問文の2行目のZ E Pとなっていますが、これ打ち間違いで、Z E Bでございますので。すみません。

それでは、質問させていただきます。今回の質問は、ふるびら民報についてでございます。2020年3月8日発行のふるびら民報において、町長の地方自治法違反、Z E B複合庁舎の構想は大成建設の提案で始まると掲載されております。これを読んだ町民の複数から町政に対する不信が私のところに届いております。このことに対し事実関係を含め町長の見解を伺います。

○町長（貞村英之君） 日本共産党古平支部が頻りに配布している、私や役場に対する誹謗中傷のビラ、ふるびら民報の記述内容についてのご質問がありましたが、このことでかなり長く答弁しなければならぬのはご了承願います。

議会での大量の答弁のほんの一部、自分の都合のよくなるような僅か一部分、これ抜き出して、それに加筆して、自分勝手に妄想している方向に世論を導く、そういったやり方は非常に目に余るものがございます。その出任せ記事を信じてしまう方々もいるので、実は大変迷惑しているところでもあります。町という内部の組織の中でなければこんなもの名誉棄損、偽計業務妨害と、これにも相当する行為であるとは私に思っているところでもあります。梅野議員も町民があまりにも聞いてくるので、ご質問されたものと思っておりますが、誹謗中傷の記載はあまりにも多くて、限られた時間で答弁し切れませんので、今回はこの3月8日のナンバー808の内容の太字についてだけちょっと述べさせていただきます。

まず、表面の議会軽視の地方自治法違反という記載でございますが、まず議会軽視という表現についてでございますが、我々は行政として地方自治法第96条の規定に基づく議決事件を誠実に議会に提出しているところでもあります。これは、全国共通のものでございますので、提出する様式もほぼ確立化されておまして、議会軽視のしようがございません。それを議会軽視と言われるのは、個々の議員の受け止め方であるとは私に思っております。次に、地方自治法違反、これはのっぴきならない記載でございますが、書き方によると何が地方自治法違反なのか、何条何項に違反しているのか書かれておりませんが、ちょっと中身読みますと包括業務委託は議決事件ではない、ここまでは十分分かっているようでございますが、ふるびら民報の言う地方自治法違反とは予算議決前に業者を決定する行為が行われ、しかも随意契約したことが地方自治法違反の一つと言っているのだと思います。また、B&Gの海洋センターの指定管理は議決事件である、これもそうです。これ分かっていると思っておりますが、議会提出前に議論されたことがないので、地方自治法違反と書かれているのがもう一つと受け取れるのですが、多分梅野議員も同じ受け取り方と思われるので、それでよろしいと思います。いいですね。

まず、前者の包括業務委託ですが、以前の設計業者のような契約期間中に仕事を放り出される、こんなことは許されないものですから、プロポーザルという方式を採用したところでございます。なので、概算事業費をはじめ業務内容などの業務企画、会社概要や経営状況などの提案を受け、選定委員会に、これ選定委員会つくるのですが、その中で優先順位をつけて、優先交渉者の選考を行うこととなります。この時点では優先交渉者でしかありませんので、ふるびら民報に書かれているような業者を決定しているわけではございません。予算の議決後、優先交渉者の第1位から順に契約の期間、金額、委託内容、議会から付された意見などの条件交渉を行って、まとまれば随意契約と、こういう流れになっていきます。この流れは、私が言っているのではなくて、これマニュアルどおりに書かれている流れでございませぬ。当町における包括業務委託につきましても、2月27日の選定委員会において受託候補者を選定いたしました。その後、3月8日の議会で可決されました。そして3月15日にいずれも契約締結したところでございませぬ。しかも、平成16年の法改正によって地方自治体でも可能となりました長期継続契約をこれは締結いたしました。この方式は債務負担行為も不要なのでありまして、突然予算書に出てくるのは、これは当然であります。決してこれは地方自治法違反という問題ではございませぬ。付け加えますが、古平町が今年度から行っている包括業務委託方式、これはふるびら民報では諸悪の根源のように書かれておりますが、悪であるならば周辺の町村、積丹や神恵内、遠くでは新ひだか町などの、まだたくさんありますが、この町村が追隨して包括業務委託を古平に倣って進めるはずはないのではないのでしょうか。しかも、今申した3町のうち2町が古平と同じ業者で進められると聞いております。

次に、公社のB&G海洋センターの指定管理についてでございませぬ。指定管理については、町で公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則を定めて、適切に事務処理されているものと認識しております。温泉にしろ、パークゴルフ場にしろ、これまで同様の手続で処理されてございませぬし、それにも増してちょっと不思議なことは、今4定にB&G海洋センターだけではなく、クリーンセンターの指定管理についても同時に提出して、議決をいただいているところでございませぬ。なぜ、B&G海洋センターだけがこのように責められてくるのかがちょっと疑問に残るところでございませぬ。いずれにしましても、B&G海洋センター、クリーンセンターともに条例、規則の手順どおり選考委員会において指定の候補者を選定し、4定で指定候補者と債務負担行為の議決をいただき、今1定でただいま予算の議決をいただきましたので、速やかに指定管理者との契約を締結してまいりたいと考えております。早まった考え方を振りかざすのは、やめていただきたいところでございませぬ。

お求めのもう一つの太字、複合庁舎のときと同じく無競争で1社しか応募がないとの記載があります。先ほども無競争でどうのこうの言っておりましたが、この手の業務は業者を指名したくてもこういった管理業務というのは業者がないわけです。今の町の状況から考えれば、応札してくれるとか、申込書、一社でもあれば私はよかったなと胸をなで下ろしているところであります。応札がなくて入札不調でありますとか、今回プロポーザルですが、プロポーザルでも参加意向申出書の提出もなくて困っているといった自治体の声も聞こえてきております。そういうことで、応札あればいいのではないかなと。このピラには無競争だと言ひ値ということ書かれておりますが、全国の

役所をばかにしないでいただきたいところでもあります。役所ですから、予定価格はきちんと積算して、それを上回る、そういうことになりますと契約締結はできないので、皆さんそれご承知のことと思いますが、町民の皆様もこういうようなガセネタには気をつけてほしいところでもあります。

次に、裏面の1つ目の太字ですが、ZEB複合庁舎の構想は大成建設提案で始まる、これって全くの事実無根もいいところです。どこをたたけばそんな妄想が出てくるのでしょうか。平成30年度の当初予算の中に、皆様、議案の中に、カーボンマネジメント事業という言葉、記憶していると思うのですが、皆さん覚えていると思いますが、あのときはこういった国の事業にいかに乗って、複合施設の町の負担を小さくしていくか。また、そうしなければ建設することは難しいという状態でありましたので、30年度の基本設計の中で検討していこうとしていたところでもあります。いわば基本設計はその検討のほうが、そちらのほうがメインだと言っても過言ではないのかなと思っています。しかしながら、落札した業者はそういった能力を備えていない業者でございまして、しかも3か月で放り投げられてしまったところでもあります。このとき今思えば町としてはどうしたらよいかと路頭に迷って、毎日のように夜遅くまで上司、部下関係なく打開案を出し合いながら検討を重ねてきたことを思い出します。試案の末、数案の中から事業費の大小ではなく、町民の負担が一番小さく、今のご時世から環境負荷が小さい工法技術、そしてZEB、これが最善の方策だと検討したところでもあります。そして、何より一番大切だったことは、仕事を途中で投げ出さずに私たちが考えている構想どおりに基本設計を完結していただくことでもございました。入札の専門家や学識者などとも相談しながら、公募型プロポーザルという方式を採用したところでもあります。これは、公募型でございまして、一般競争入札同様公募するわけでもございます。公示後、公示して何か月間か期間を取って、大手のスーパーゼネコンも入ってもよし、地元の業者も入ってもよしと全ての業者に受注機会を均等に与えた後にこのプロポーザルの方式の実施に踏み切ったところでもあります。したがって、ZEBの複合庁舎の構想は役場職員の努力のたまものであると私は思っております。したがって、それを踏みにじるような誤った記述を、しかも配布して、平然としていられるということですから、あきれてしまうところでもあります。

また、裏面のもう一つの太字ですが、大成建設から古平町に送られてきた指示文ですと書かれています。こんなものが存在するわけございません。受託者が発注者に指示するなんてあり得ないことであります。勝手に妄想した上に書き写した概算事業費の表にはしっかりと数字は必ず変動するので、取扱い注意、そういう旨の記載が書かれた書類なのにもかかわらず、しっかりとこうやって出回って、数字が独り歩きするものですから、デリケートな数字なんていうものは恐ろしくて出せるものではございません。しかも、事実無根なことまでも書き加えられて配布されるものですから、信じ難いところでもございます。

さて、この概算事業費の表ですが、内容はこれ役場で作成したものです。受注者が補助金、起債、一般財源などといった財源内訳を知る由もないわけですから、さらにひどいのは財源内訳欄の項目も転記ミス、表頭の頭もそろっていないと。役場で策定した表枠、こんなずさんなものはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。つまりこれは大成建設から古平町に送られた指示文なんていうのはうそっぱちでございます。

以上、今回の808号の太字についてのみ真意をお話ししたところでございます。中の文脈、まだまだ偽りだらけでございます。太字を訂正するだけでこれだけの時間と労力がかかるところであります。私としましては、このような偽計を羅列して人をおとしめるものではなくて、共産党の政策をしっかりとアピールするなど高尚なもので対向していただきたいと望むところでございます。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 説明聞かせていただきました。ちょっとそんなに事実無根だ、うそだというようなことをおっしゃるのであれば、しっかり反論するということが大事なのではないでしょうか。

○町長（貞村英之君） 反論すべきではないか、おっしゃるとおりでございますが、政策全体を議論するのではなく、こうやって話したほんの一部のみを抜き出して、政策とは別次元の議論に誘導すると、こういったものはふるびら民報は最たるものでございますが、近頃は国会でもマスコミの報道でも多く見受けられるところであります。日本はいつからこんな社会をつくり出すようなものになったのでしょうかと悲しく思うところでございます。こんなこと言ったらまた言葉抜かれてしまうので、これくらいにいたしまして、近頃は皆さんに対する答弁の内容にまでも言葉尻をつかまれますので、今定例会の皆さんのご質問に対する答弁も聞かれた内容以外には答弁しないようにしております。冷たいと思われる部分もあったかと思われませんが、事情をお酌み取り願いたいと思います。

さて、本題に入ります。反論すべきでないかとの再質問でございますが、このような低俗なビラがまかれたからといって同じまないたの上で議論をしていたのでは、第三者に同レベルと思われることだけは避けなければなりません。また、こんなことにお付き合いするだけ時間の無駄でもありますことから、一切構わないという姿勢でおりました。しかしながら、虚偽の記事も日に日に激しさが増してきておりまして、町の行政に対しまして町民の信頼を損なうような事実も聞こえてきておりますので、昨年来顧問弁護士と相談してきたところであります。法律事務所からは、事実誤認による町に対する行政批判に対しましては町の広報を活用し、根拠を持って本件記事が誤りであるということを町民に周知してよろしいかと存じますという回答を得ているところであります。ただ、私といたしましては、ただいま述べたとおり、人をおとしめることに基準を置いた低レベルな議論にお付き合いする気などないことにはこれは変わりありませんが、あまりにも目に余る記載につきましては弁護士のおっしゃるような処置も視野に入れていく考えでございます。また、今回の梅野議員の一般質問のように、定例会でこのような真意をただしていただければ、真実、お答えいたしますので、そういう方法も取っていただいてよろしいかと存じます。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 以上で分かりました。

○議長（堀 清君） 以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第9 決議案第1号

○議長（堀 清君） 日程第9、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑、討論を省略することにして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決しました。

決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第10、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第11 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第11、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第12、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第14、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時35分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員